

公開買付説明書

2026年 8 月

SK-03株式会社

(対象者：株式会社C E ホールディングス)

公開買付説明書

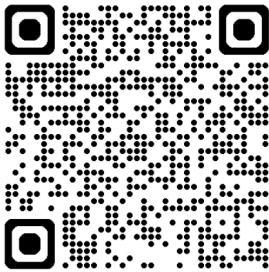
本説明書により行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の9の規定により作成されたものであります。

本説明書においては、本公開買付けに関してSK-03株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年8月6日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本公開買付届出書に記載された本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

なお、本公開買付届出書は、金融庁の電子開示システム（EDINET）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「SK-03株式会社」と入力し、「書類種別を指定する」で「公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

EDINETのURLは以下のとおりですが、以下の二次元コードからも閲覧することが可能です。

<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>



目 次

	頁
1. 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地	1
2. 公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨	1
3. 公開買付けの目的	1
4. 公開買付けの内容	4
(1) 対象者の名称	4
(2) 買付け等を行う株券等の種類	4
(3) 買付け等の期間	4
(4) 買付け等の価格	4
(5) 買付予定の株券等の数	4
(6) 応募の方法及び場所	5
(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称	7
(8) 決済の開始日	7
(9) 決済の方法及び場所	7
(10) 株券等の返還方法	7
(11) その他買付け等の条件及び方法	7
5. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所	9
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	10

1. 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地

東京都千代田区大手町1丁目6番1号

SK-03株式会社

代表取締役 今井 良典

2. 公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨

SK-03株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますので、お知らせいたします。

記

3. 公開買付けの目的

公開買付者は、株式会社CEホールディングス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び所有することを主たる目的として2026年6月9日に設立された株式会社です。本公開買付けに係る公開買付開始公告日（以下「本公告日」といいます。）現在、公開買付者の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する自己株式を除きます。）はSK-02株式会社（以下「公開買付者中間持株会社」といいます。）によって、公開買付者中間持株会社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者中間持株会社が所有する自己株式を除きます。）はSK-01株式会社（以下「公開買付者最終持株会社」といいます。）によって所有されております。本公告日現在において、公開買付者最終持株会社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者最終持株会社が所有する自己株式を除きます。）は、株式会社日本企業成長投資及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「日本企業成長投資」といいます。）が投資関連サービスの提供を行う投資ファンドにより所有されております。本公告日現在、日本企業成長投資、公開買付者最終持株会社、公開買付者中間持株会社及び公開買付者（以下、個別に又は総称して「公開買付者ら」といいます。）は、いずれも対象者株式を所有していません。

今般、公開買付者は、2026年8月5日、対象者株式を非公開化することを目的として、株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び証券会員制法人札幌証券取引所本則市場に上場している対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを2026年8月6日から開始することを決定いたしました。

本取引は、以下の各取引により構成されます。

(i) 本公開買付け

(ii) 本公開買付けの成立を条件として、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項第13号の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日に、公開買付けを実施することなく対象者の筆頭株主（注1）であり、代表取締役会長CEO（最高経営責任者）である杉本恵昭氏（以下「杉本氏」といいます。）から本譲渡株式（1,450,800株、所有割合（注2）：8.70%。以下に定義します。）を取得する並行買付け（以下「本並行買付け」といいます。）

(iii) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における本株式併合に関する決議の承認後に対象者が実施する本自社株公開買付け（以下に定義します。以下同じです。）を実施するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした対象者の完全子会社1社による対象者に対する配当の実施（以下「本対象者グループ内配当」といいます。）

(iv) 本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認を条件として開始される、対象者による、①対象者の第4位株主であるUH Partners 3投資事業有限責任組合（所有株式数：1,156,800株、所有割合：6.94%、以下「UH Partners 3」といいます。）が本公告日現在所有する対象者株式の一部である11,500株、②対象者の第5位株主であるUH Partners 2投資事業有限責任組合（所有株式数：1,143,900株、所有割合：6.86%、以下「UH Partners 2」といいます。）が本公告日現在所有する対象者株式の一部である11,400株、③対象者の第6位株主である光通信株式会社（以下「光通信」といいます。）が本公告日現在所有する対象者株式（1,079,600株、所有割合：6.47%）の全て、④対象者の第7位株主であるエスアイエル投資事業有限責任組合（所有株式数：968,700株、所有割合：5.81%、以下「エスアイエル」といいます。）が本公告日現在所有する対象者株式の一部である9,600株及び⑤光通信と三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間の特定包括信託契約（以下「本信託契約」といいます。）に基づき光通信が三井住友信託銀行に対して信託譲渡している対象者株式の全てである40,800株（所有割合：0.24%、以下「信託譲渡対象株式」といいます。なお、信託譲渡対象株式については、本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までの間に、信託譲渡対象株式について本信託契約を一部解除（以下「本信託契約解除」といいます。）

います。)することにより、光通信が所有することとなる予定です。)の全てを合計した1,152,900株(所有割合:6.91%) (以下「本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)」)といい、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)を所有する光通信グループ(以下に定義します。)を「本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)」といいます。)、並びに⑥対象者の第3位株主である日本電気株式会社(所有株式数:1,200,000株、所有割合:7.20%、以下「NEC」といいます。))が所有する対象者株式の全て(以下「NEC所有株式」といいます。))を取得することを目的とした自社株公開買付け(法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下「本自社株公開買付け」といいます。))

なお、下記のとおり、本臨時株主総会に係る基準日(以下「本基準日」といいます。))の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配(以下に定義します。以下同じです。))が実施される結果、本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)は、光通信(その所有予定株式数1,079,600株。本信託契約解除が行われた場合には1,120,400株)、株式会社UH Partners 2(以下「(株)UH Partners 2」といいます。))(その所有予定株式数11,400株)、株式会社UH Partners 3(以下「(株)UH Partners 3」といいます。))(その所有予定株式数11,500株)及び株式会社エスアイエル(以下「(株)エスアイエル」といいます。))(その所有予定株式数9,600株)となる予定です。

また、NECについては、対象者株式の非公開化の方針について前向きに受け止めているものの、社内での意思決定に時間を要するため本公開買付けの公表予定日として伝達した2026年8月5日までの本自社株公開買付けへの応募に係る契約締結は難しい旨の回答を受領し、本公告日現在、本自社株公開買付けへの応募に係る契約の締結に向けて、協議を継続しております。

- (v) 本公開買付け、本並行買付け及び本自社株公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本自己株式取得応募合意株式(以下に定義します。以下同じです。))を除きま
- す。)を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及びHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社(以下「HTIO」といいます。))(注3)のみとすることを目的として対象者が会社法第180条に基づいて行う対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。))
- (vi) 本株式併合の効力発生後に対象者がHTIOが所有する本自己株式取得応募合意株式の全てを自己株式として取得(以下「本自己株式取得」といいます。))(注4)するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした①対象者による公開買付者を引受人とする無議決権種類株式の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。))及び②会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。))(注5)
- (vii) 本株式併合並びに本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得

なお、本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)について本自己株式取得ではなく本自社株公開買付けへ応募をする理由につきましては、上記(iii)のとおり本対象者グループ内配当による対象者における分配可能額の増額を予定しているものの、対象者の完全子会社において必要な現預金の金額を踏まえて実施することが可能な本対象者グループ内配当の金額には限度があることから、そのみでは①本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)、②本自己株式取得応募合意株式及び③NEC所有株式の全てを取得するだけの分配可能額を確保できない見込みであることから、これらの株式の一部については、対象者株式の非公開化後に、本第三者割当増資を実施の上、本自己株式取得により取得する必要があるところ、上記のとおり、各本自社株公開買付応募合意株主(光通信グループ)が所有することとなる本自社株公開買付応募合意株式(光通信グループ)の数はそれぞれ僅少であり、本株式併合後に株主として存続させることが困難である可能性があるためです。なお、対象者の一般株主の皆様は、本公開買付け及び本自社株公開買付けのいずれにも応募することが可能です。

(注1) 対象者の株主の順位に関しては、対象者が2026年5月8日に提出した第31期半期報告書に記載された2026年3月31日現在の大株主の順位を元に記載しています。以下、株主の順位の記載について同じです。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が2026年8月5日に公表した「2026年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。))に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数(17,039,400株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(363,863株)を控除した株式数(16,675,537株。以下「本基準株式数」といいます。))に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。))をいいます。

(注3) 株式会社光通信の連結子会社であるHTIOは、本公告日現在、対象者株式を直接所有していませんが、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルに出資を行っている無限責任組員です。下記のとおり、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配が実施される結果、HTIOは、本自己株式取得応募合意株式の全てを所有することとなる予定です。

(注4) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります

が、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付けの対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得の取得価格（株式併合前の対象者株式1株当たり1,501円。）は、公開買付者が合理的に設定した前提条件において、①法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、②仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（1,650円。以下「本公開買付価格」といいます。）の税引後手取り額として計算される金額と実質的に同等となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを公開買付者として企図しています。

（注5） 本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の筆頭株主であり、代表取締役会長CEO（最高経営責任者）である杉本氏（所有株式数：1,648,600株、所有割合：9.89%）との間で、その所有する対象者株式のうち、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができない譲渡制限付株式197,800株を除く1,450,800株の全て（以下「本譲渡株式」といいます。）について、1株当たりの譲渡金額を本公開買付価格を下回る金額である1,600円として、公開買付者に譲渡する旨の契約を2026年8月5日付で締結しております。

加えて、公開買付者は、対象者の第4位株主であるUH Partners 3（所有株式数：1,156,800株、所有割合：6.94%）、対象者の第5位株主であるUH Partners 2（所有株式数：1,143,900株、所有割合：6.86%）、対象者の第6位株主である光通信（所有株式数：1,079,600株、所有割合：6.47%）、対象者の第7位株主であるエスアイエル（所有株式数：968,700株、所有割合：5.81%）、並びに株式会社光通信の連結子会社である（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2、（株）UH Partners 3及びHTIO（注6）（以下、UH Partners 3、UH Partners 2、光通信、エスアイエル、（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2、（株）UH Partners 3及びHTIOをあわせて、「光通信グループ」といいます。）の各社との間で、2026年8月5日付で非公開化協力契約（以下「本非公開化協力契約」といいます。）を締結し、光通信グループが本公告日現在所有する対象者株式の全て（所有株式数：4,349,000株、所有割合：26.08%）及び信託譲渡対象株式（所有株式数：40,800株、所有割合：0.24%）のうち、（i）本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）について、（a）本公開買付けに応募しないこと（三井住友信託銀行に対して応募する旨の指示を行わないことを含みます。）、（b）本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること（信託譲渡対象株式に関する議決権行使を除きます。）、（c）本臨時株主総会における本株式併合に関する決議の承認後に開始される、本自社株公開買付けに応募すること、（ii）①UH Partners 3が本公告日現在所有する対象者株式の一部である1,133,800株、②UH Partners 2が本公告日現在所有する対象者株式の一部である1,121,200株及び③エスアイエルが本公告日現在所有する対象者株式の一部である949,500株を合計した3,204,500株（以下「本自己株式取得応募合意株式」といい、本自己株式取得応募合意株式を所有する光通信グループを「本自己株式取得応募合意株主」といいます。なお、下記のとおり、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配が実施される結果、本自己株式取得応募合意株主はHTIOとなる予定です。）について、（a）本公開買付け及び本自社株公開買付けに応募しないこと、（b）本公開買付けの成立後の2026年11月中旬に開催することを想定している本臨時株主総会において、本株式併合に関連する議案に賛成すること、（c）本株式併合の効力発生後の2027年1月中旬頃に対象者が実施する予定の臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本減資等を行うことに関連する各議案に賛成すること、（d）本株式併合並びに本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後の2027年1月中旬以降に対象者が実施する予定の本自己株式取得に応じた本自己株式取得応募合意株式を売却することに合意しております（注7）。

（注6） 株式会社光通信の連結子会社である（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2、（株）UH Partners 3及びHTIOは、本公告日現在、対象者株式を直接所有していません。ただし、本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは対象者株式9,600株を、（株）UH Partners 2は対象者株式11,400株を、（株）UH Partners 3は対象者株式11,500株を、HTIOは本自己株式取得応募合意株式の全てをそれぞれ所有することとなる予定です。

（注7） UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルが本公告日現在所有する対象者株式のうち、本現物分配の対象となっていない、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）及び本自己株式取得応募合意株式以外の対象者株式（32,400株）については、非公開化協力契約上、本基準日時点で当該対象者株式を所有している予定であるUH Partners 3、UH P

artners 2及びエスアイエルとの間で、当該対象者株式について本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使する旨の合意を行っていることを除き、その取り扱いについて光通信グループとの間で合意を行っておりません。

さらに、公開買付者は、本非公開化協力契約において、光通信グループとの間で、(i)本基準日の翌日以降かつ本自社株公開買付けに係る公開買付期間の満了日の10営業日前までに、UH Partners 3、UH Partners 2及びエスアイエルのそれぞれが所有する対象者株式について、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を（株）エスアイエル、（株）UH Partners 2及び（株）UH Partners 3に対して、(ii)本自己株式取得応募合意株式をHTIOに対してそれぞれ現物分配すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意しております（注8）。本現物分配が実施される結果、（株）エスアイエルは対象者株式9,600株（所有割合：0.06%）を、（株）UH Partners 2は対象者株式11,400株（所有割合：0.07%）を、（株）UH Partners 3は対象者株式11,500株（所有割合：0.07%）を、HTIOは対象者株式3,204,500株（所有割合：19.22%）をそれぞれ所有することとなる予定です。本現物分配は、本自社株公開買付応募合意株主（光通信グループ）が本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）を本自社株公開買付けに応募し、かつ、対象者の株主を公開買付者及びHTIOのみとするために行う本株式併合の実効性を確保することを目的とするものです。

（注8） 本現物分配はいずれも、本現物分配を実施する日以前1年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第1号、令第9条）に該当するもの間で実施されることから、法第27条の2第1項但書及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第1項に定める適用除外買付け等として行うことを予定していると、光通信グループより説明を受けています。

4. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社CEホールディングス

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2026年8月6日（木曜日）から2026年9月17日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格 普通株式 1株につき 金1,650円

(5) 買付予定の株券等の数	買付予定数	10,486,037株
	買付予定数の下限	4,968,300株
	買付予定数の上限	一株

（注1） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,968,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数（10,486,037株）を記載しております。当該最大数は、本基準株式数（16,675,537株）から本公告日現在の譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができない譲渡制限付株式（348,900株）、本譲渡株式（1,450,800株）、本自社株公開買付応募合意株式（光通信グループ）（1,152,900株）、本自己株式取得応募合意株式（3,204,500株）及び本現物分配対象外株式（32,400株）を控除した株式数（10,486,037株）です。

- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 応募の方法及び場所

- ① 公開買付代理人 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）
オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）
- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。
- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。
- ⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

※申込書に記載された氏名・住所・生年月日の全てが確認できるものをご準備ください。

※野村證券株式会社の受付日時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限り（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。

※野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示ください（窓口にて写しをとらせていただく場合があります。）。

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

※以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続きの時点でのマイナンバー（個人番号）を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

〔1〕 マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

〔2〕 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
マイナンバーカード（個人番号カード）	マイナンバーカード（個人番号カード） ※オンライン専用支店に口座を開設する場合、〔A〕又は〔B〕よりいずれか1点
通知カード ※現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	〔A〕のいずれか1点、又は〔B〕のうち2点 ※オンライン専用支店に口座を開設する場合、〔A〕又は〔B〕よりいずれか2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	〔A〕又は〔B〕のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

〔A〕 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
※2020年2月4日以降に発給申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

〔B〕 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
資格確認書（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

※法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

- ・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。

- ・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(8) 決済の開始日 2026年9月29日（火曜日）

(9) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,968,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,968,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしヌ及びワないしネ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号に関する府令第26条第4項第4号ないし第7号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、(i)対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（505,075千円）（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び(ii)対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（505,075千円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。これらの場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した

法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らず知ることができなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イないしトに掲げる事実が発生した場合をいいます。

令第14条第1項第5号に関する府令第26条第4項第6号に定める「前各号に掲げる事情に準ずる事情」とは、(i)公開買付者が公開買付者中間持株会社から本公開買付けに要する資金の出資を受けること、(ii)公開買付者中間持株会社が公開買付者最終持株会社から本公開買付けに要する資金の出資を受けること、又は(iii)公開買付者最終持株会社がNIC Fund III Cayman, LP、Camellia Fund III Cayman, LP、Cerasus Fund III Cayman, LP及びWisteria Fund III Cayman, LPから本公開買付けに要する資金の出資を受けることが外為法第27条又は第28条の違反となる場合（ただし、本公開買付け開始時点において、公開買付者が、当該出資が法令違反となる蓋然性を認識することができた場合を除きます。）をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外為法第27条第1項及び同法第28条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が本書記載のこれらの数と一致していると仮定すると、1株当たりの配当額は31円に相当します（具体的には、対象者が2025年12月18日に提出した第30期有価証券報告書に記載された2025年9月30日現在における対象者の純資産額5,050,753千円の10%に相当する額である505,075千円（千円未満を切り捨てて計算しています。）を、本基準株式数16,675,537株で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第6項で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

5. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

SK-03株式会社

（東京都千代田区大手町1丁目6番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2021年 9 月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月
売上高 (千円)	12, 284, 597	13, 702, 572	13, 632, 104	14, 554, 161	15, 831, 137
経常利益 (千円)	908, 798	1, 044, 328	1, 257, 217	1, 154, 129	1, 426, 759
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	632, 927	588, 002	687, 532	123, 420	1, 557, 814
包括利益 (千円)	744, 766	661, 269	781, 783	189, 113	1, 684, 879
純資産額 (千円)	5, 479, 172	6, 082, 108	6, 583, 101	6, 599, 903	8, 842, 416
総資産額 (千円)	9, 459, 079	10, 905, 398	11, 244, 000	11, 251, 531	12, 746, 428
1株当たり純資産額 (円)	339.05	373.59	406.68	403.14	499.06
1株当たり当期純利益 (円)	42.34	39.13	45.91	8.19	98.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.6	51.6	54.1	54.2	65.2
自己資本利益率 (%)	13.2	11.0	11.7	2.0	21.6
株価収益率 (倍)	14.5	11.8	12.9	56.7	7.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1, 004, 086	1, 550, 678	795, 816	752, 297	986, 057
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△109, 386	△763, 830	△861, 715	△630, 414	393, 627
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△838, 450	306, 644	△754, 509	566, 464	△146, 619
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2, 865, 030	3, 958, 521	3, 138, 112	3, 826, 460	5, 032, 751
従業員数 (人)	529	593	610	606	443
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(67)	(92)	(85)

- (注) 1 第26期から第28期、及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第30期の従業員数が第29期に比べ163名減少したのは、株式会社マイクロンの株式を一部譲渡し、同社及び同社の完全子会社である株式会社エムフロンティアが連結子会社から持分法適用関連会社となったことなどによるものであります。
- 4 第26期及び第27期の平均臨時雇用者数については、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 6 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2021年 9 月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月
営業収益 (千円)	498,717	546,694	688,646	1,003,546	1,127,790
経常利益 (千円)	227,692	151,368	186,863	579,282	661,221
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	143,414	158,001	186,788	△461,282	1,686,053
資本金 (千円)	1,175,942	1,198,552	1,218,077	1,269,825	1,725,482
発行済株式総数 (株)	15,178,500	15,273,500	15,347,600	15,518,400	17,039,400
純資産額 (千円)	3,262,392	3,324,539	3,278,372	2,713,256	5,050,753
総資産額 (千円)	4,587,371	5,158,968	5,376,206	4,992,235	6,697,549
1株当たり純資産額 (円)	218.05	220.80	219.30	179.21	303.51
1株当たり配当額 (円)	8.00	12.00	14.00	18.00	52.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	9.59	10.51	12.47	△30.62	106.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.1	64.4	61.0	54.3	75.4
自己資本利益率 (%)	4.5	4.8	5.7	—	43.5
株価収益率 (倍)	63.9	44.1	47.6	—	7.2
配当性向 (%)	83.4	114.2	112.3	—	48.6
従業員数 (人)	—	—	—	—	—
株主総利回り (%)	92.7	72.1	93.6	77.0	130.0
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(127.5)	(118.4)	(153.7)	(179.2)	(217.8)
最高株価 (円)	767	608	704	656	827
最低株価 (円)	501	398	438	355	402

- (注) 1 第30期の1株当たり配当額には、特別配当30円を含んでおります。
- 2 第26期から第28期、及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第29期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 第29期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 6 当社は純粋持株会社であるため、従業員数については記載を省略しております。
- 7 譲渡制限付株式報酬の付与を目的として、第26期において39,500株、第27期において95,000株、第28期において74,100株、第29期において60,800株及び第30期において61,000株の新株発行を行っております。
- 8 第4回新株予約権の行使により発行済株式は、第29期において110,000株及び第30期において1,460,000株増加しております。
- 9 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 10 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 11 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場、2023年10月20日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。